

新たに食品に関する営業を始められる皆さんへ

食品関係の営業を始める時には、飲食店などの多くの業種で、食品衛生法に基づき営業許可の取得が必要です。許可を受けるにあたっては、高知県食品衛生法施行条例に定める施設基準に適合する必要があるため、また、許可取得まで、手続きに時間がかかります。手続きの流れなど要点をご確認のうえ、早めにご相談ください。

営業許可が必要な業種（34業種）

分類	業種	
調理業	○飲食店営業	○喫茶店営業
製造業	○菓子製造業	○あん類製造業
	○アイスクリーム類製造業	○乳製品製造業
	○食肉製品製造業	○魚肉ねり製品製造業
	○清涼飲料水製造業	○乳酸菌飲料製造業
	○冰雪製造業	○食用油脂製造業
	○マーガリン又はショートニング製造業	○みそ製造業
	○醤油製造業	○ソース類製造業
	○酒類製造業	○豆腐製造業
	○納豆製造業	○めん類製造業
	○そうざい製造業	○缶詰又は瓶詰食品製造業
	○添加物製造業	
	処理業	○乳処理業
○集乳業		○食肉処理業
○食品の冷凍又は冷蔵業		○食品の放射線照射業
販売業	○乳類販売業	○食肉販売業
	○魚介類販売業	○魚介類せり売営業
	○冰雪販売業	

(注) 次の場合は、営業許可を新規に取得する必要があります。

- 営業者は同じだが、営業施設（店舗）を移転した
 [例] テナントビルの2階から1階に移転した。
- 営業者は同じだが、営業施設（店舗）を改築した
 [例] 店舗を一度壊して、同じ敷地の同じ場所に同様の形態の店舗を建築し、リニューアルした。
- 営業施設は同じだが、営業者が変わった
 [例] 個人営業から法人経営に営業者が変更になった。
 (相続、法人の合併又は分割の場合は、承継が認められますので事前にご相談ください)

営業許可申請の手続き（申請手続きから許可証交付までの流れについて）

事前相談

- 施設の工事着工前に施設の設計図等を持参のうえ、事前にご相談ください。
具体的な取扱食品や提供方法、取扱量等から、設備が適当であるかどうか判断する必要がありますので、営業内容の詳細が分かる方が来所してください。
- 食品衛生責任者の資格者がいない場合は、資格取得の準備が必要です。
*食品衛生責任者は他の店舗と兼任できませんのでご注意ください。

申請書類の提出

- 次の必要書類を揃え、営業開始日の2週間くらい前までに提出してください。

申請の際に必要な書類	
1	営業許可申請書（高知市保健所のホームページから様式ダウンロード可能）
2	営業施設（店舗・製造施設）の所在地のわかる地図
3	営業施設（店舗・製造施設）の平面図（冷蔵庫やシンク等の配置がわかるもの）
4	食品衛生責任者の資格を証明する書類（原本）以下のいずれかを持参してください。 ・調理師等の免許証 ・食品衛生責任者養成講習会修了証明書 ・食品衛生責任者養成講習会受講票（食品衛生責任者養成講習会を予約された方） （食品衛生責任者養成講習会：6時間の講習，受講料3,200円）
5	許可申請手数料（営業の内容により異なります。保健所へお問い合わせください。） ※受付後の手数料の返還はできません。
6	営業者が法人の場合：登記事項証明書（3ヶ月以内のもの）
7	水道水以外の水（井戸水等）使用の場合：水質検査成績書（1年以内のもの） 許可取得後も、年1回以上水質検査を行い、成績書を保管してください。

施設調査

- 保健所職員が立入調査（立会いをお願いします）を行い、施設の基準を満たしていることを確認します。
全て満たしていればこの日から営業が許可されます。
満たしていない場合は、施設を整えた後、再度立入調査を行います。
*地区により立入調査日が決まっています。

許可証交付

- 約1時間の講習（月2回程度、14:00～15:00の時間で実施）後、営業許可証をお渡しします。
講習日は、申請時にご案内します。
- 営業許可証は「営業施設の見やすい場所」に掲示してください。

食品衛生責任者の資格

- 栄養士 ●調理師 ●製菓衛生師 ●食鳥処理衛生管理者 ●船舶料理士
- ふぐ処理師の資格 ●食品衛生管理者若しくは食品衛生監視員となる資格を有する者
- 食品衛生責任者の養成のための講習会の修了者

高知市保健所 生活食品課

〒780-0850 高知市丸ノ内一丁目7番45号

TEL 088-822-0588 FAX 088-822-1880

<http://www.city.kochi.kochi.jp/hokenjo/>

営業開始後の各種届出等について

営業許可申請の更新手続き

(手数料必要)

営業許可には有効期限があり、営業許可証に記載されています。有効期限を過ぎると営業はできません。営業許可期限満了後も引き続き営業される方は、更新手続きをしてください。

申請書類の提出

- 次の必要書類を揃え、有効期限満了日の1ヶ月くらい前に提出してください。

申請の際に必要な書類	
1	営業許可証
2	許可申請手数料(営業の内容により異なります。保健所へお問い合わせください。)
3	水道水以外の水(井戸水等)使用の場合:水質検査成績書(1年以内のもの)

- * 営業許可申請事項に変更がある場合は、高知市保健所までお問い合わせください。

施設調査

- 保健所職員が立入調査(立会いをお願いします)を行い、施設の基準を満たしていることを確認します。

満たしていない場合は、施設を整えた後、再度立入調査を行います。

- * 地区により立入調査日が決まっています。

許可証交付

- 約1時間の講習(月2回程度、14:00~15:00の時間で実施)後、営業許可証をお渡しします。講習日は、申請時にご案内します。

- 営業許可証は「営業施設の見やすい場所」に掲示してください。

変更届

(手数料不要)

次のような変更を生じたときは、**変更届に必要な書類を添えて**、速やかに提出してください。

(営業許可申請事項変更届:高知市保健所のホームページから様式ダウンロード可能)

	変更内容	必要添付書類	
		個人	法人
1	営業者住所 〔個人〕営業者住所(自宅)の変更 〔法人〕本社所在地の変更	なし	変更前後が確認できる登記事項証明書 (履歴事項全部証明書) (3ヶ月以内のもの)
2	営業者氏名 〔個人〕結婚その他の理由による改姓 〔法人〕法人名称、代表者氏名	戸籍抄本 (3ヶ月以内のもの)	変更前後が確認できる登記事項証明書 (履歴事項全部証明書) (3ヶ月以内のもの)
3	営業施設(店舗・製造施設)の名称、屋号	なし	
4	営業設備の概要(注)	変更前後の平面図	
5	食品衛生責任者	食品衛生責任者の資格を証明する書類(原本)	

(注) 変更の程度、状況により新たに営業許可が必要になる場合がありますので、事前にご相談ください。

廃業届

(手数料不要)

次のような場合、**廃業届に営業許可証を添えて**、速やかに提出してください。(高知市保健所のホームページから様式ダウンロード可能)

- 営業を廃止した
- 営業所を移転した
- 営業者が変わった

その他の届出等

(手数料不要)

法令や条例で届出が義務付けられている事項がありますので、事前にご相談ください。

〔例〕地位承継届、食品衛生管理者設置(変更)届、営業休業届、営業再開届等

高知市保健所 生活食品課
〒780-0850 高知市丸ノ内一丁目7番45号
TEL 088-822-0588 FAX 088-822-1880
<http://www.city.kochi.kochi.jp/hokenjo/>